

教育を受ける権利の政策規範性 —憲法規範力の定量化と比較分析—

Policy Normativity of Right to Receive Education
- Quantify and Comparative Analysis of Normative Power of Constitutional Law-

北村 貴

早稲田大学大学院公共経営研究科 博士後期課程

Takashi KITAMURA

The Okuma School of Public Management, Waseda University

概要

本論文は、「日本国憲法第 26 条第 1 項で保障された教育を受ける権利の憲法規範が実際の政策過程をどの程度統制しているか」という点、すなわち、「教育を受ける権利の政策規範性」に関して検証している。検証のための方法論として、「憲法政策としての教育政策の実施程度」という観点から「憲法規範力 (die normative Kraft der Verfassung) の理論」を応用し、日本を含めた先進国 23 ヶ国における教育を受ける権利の政策規範性を具体的数値として算出した。算出された政策規範性の時系列・国際比較を行い、日本における教育を受ける権利の政策規範性の相対的な程度を検証し、加えて、成文憲法上の教育を受ける権利保障と政策規範性との関係も検証した。その結果、日本における教育を受ける権利の政策規範性は相対的に弱く、弱化傾向にあり、さらに、成文憲法上の教育を受ける権利規定の有無と政策規範性の強さ及び強化／弱化傾向との間には有意な関係が見受けられないことが判明した。

キーワード：憲法政策、教育を受ける権利、政策規範性、憲法規範力

Keyword: Constitutional Policy, Right to Receive Education, Policy Normativity, Normative Power of Constitutional Law

はじめに

本論文は、「日本国憲法第 26 条第 1 項の教育を受ける権利の政策規範性」の定量化及び「政策規範性と成文憲法上の教育を受ける権利保障の有無との関係」の検証を目的とする。

憲法研究の対象である「教育を受ける権利」と、広義の公共政策研究の対象である「教育政策」とは少なくとも二つの点において相互に関連している。第一に、日本国憲法第 26 条の規定は、日本における教育政策の淵源となるものである。何故ならば、立憲国家においては、あらゆる公共政策の根拠を憲法に見出さなければならないからである。第二に、「国家による自由」¹を本質とする社会権の憲法規範は、国家による各種社会政策の施行によって憲法現実²として実現される。従って、教育を受ける権利、特にその社会権的側面³に関する憲法規範を憲法現実として実現するためには、憲法規範と憲法現実との媒介としての教育政策の施行が不可欠なのである。これら二つの観点からは、「教育を受ける権利の憲法規範を憲法現実として実現するために教育政策がどの程度実施されているか」という教育を受ける権利と教育政策との相互関連性の本質が導出される。

もともと、「教育政策を通じて憲法規範が憲法現実として完全に実現された状態」とは理念的であり、現実的ではない。現在の日本における教育を受ける権利の憲法規範も憲法現実として完全に実現されてはいない⁴。憲法規範と憲法現実との間には乖離がもたらす一定の緊張関係が存在することが常態なのである⁵。この点、この不可避の緊張関係を諦観するのではなく、憲法政策により憲法規範の実現程度を高める姿勢が立憲国家には求められる。そのためには、教育を受ける権利と教育政策との相互関連性の本質である「教育を受ける権利の憲法規範を憲法現実として実現するための教育政策の実施程度」を認識する必要がある。この政策実施程度こそが、教育を受ける権利の「政策規範性」の問題である。

こうした認識に基づき、本論文では、時系列・国際比較を通じて、「日本における教育を受ける権利の政策規範性の強さ」「強化／弱体化傾向」及び「成文憲法上の教育を受ける権利保障の有無と教育を受ける権利の政策規範性との関係」を明らかにすることを試みる。

本論文の構成は以下の通りである。第 1 節では、教育を受ける権利に関する先行研究の検討を行い、憲法の政策規範性に対する考察の欠如を問題点として指摘する。第 2 節では、「憲法規範力の定量化」という観点から、教育を受ける権利の政策規範性を導出するための方法論について検討する。第 3 節では、定量化した憲法規範力によって示される「教育を受ける権利の政策規範性」に関する検証を行う。最後に第 4 節で結論を述べる。

1. 憲法解釈学の限界と憲法政策

本節では、まず、「教育を受ける権利」を中心とした本論文に関係する先行研究の検討を行うことで、「教育を受ける権利」を対象とした憲法解釈学の限界を示す。続いて、憲法解釈学の限界を克服するための「政策規範性」と「憲法政策としての教育政策」という観点に基づいた研究の必要性について論じる⁶。

1.1. 教育を受ける権利を対象とした憲法解釈学とその限界

本項では、教育を受ける権利の社会権的側面に関する「規範内容」と「法的性格」を対象とした憲法解釈学の概観について整理することで、規範内容と法的性格を対象とした憲法解釈学の限界について論じる。

1.1.1. 教育を受ける権利の社会権的側面の規範内容

まずは、教育を受ける権利の社会権的側面に関する規範内容の概観を整理する。

日本国憲法第 26 条第 1 項に「法律の定めるところにより」という文言があることから、教育を受ける権利の社会権的側面の具体的な規範内容は立法政策、この場合は教育基本法の規定によって具体化されているとすることが一般的である⁷。

この点、現行の教育基本法第 4 条（2006 年の改正前は第 3 条）は、①「等しく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えなければならない」、②「人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって教育上差別されない」③「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」④「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に理由によって修学困難な者に対対して、奨学の方法を講じなければならない。」という四つの観点⁸から、教育を受ける権利の社会権的側面が要求する「教育機会の均等」の内容を具体化している。②に関しては、憲法第 14 条が保障する法の下での平等を別角度から保障したものと解することができるが、①、③、④に関してはいずれも教育を受ける権利の社会権的側面を具体化しているのである。

こうした教育を受ける権利の社会権的側面に対し、日本における憲法学界では、教育を受ける権利の自由権的側面である学習権を中心とした理論形成が行われている⁹。また、判例も学習権を中心とした理論構成を採用している¹⁰。しかし、学習権を中心とした理論構成は、あくまでも教育を受ける権利の自由権的側面と社会権的側面との両性質を認めるもの

であり、決して教育を受ける権利の社会権的側面を否定するものではない。

さらに、教育権の所在を巡る「国家の教育権」と「国民の教育権」との間で学説上の論争もあり、判例は折衷説を採っている¹¹。この点、いずれの説を採っても、やはり教育を受ける権利の社会権的側面を否定するものではない。また、社会権的側面に関する規範内容の解釈に対する影響もない。

つまり、教育を受ける権利の規範内容に関して、憲法解釈学上の争点は存在するものの、教育を受ける権利の「社会権的側面の規範内容」の解釈に関しては、学説上の対立はないと言えよう。

1.1.2. 教育を受ける権利の社会権的側面の法的性格

続いて、教育を受ける権利の社会権的側面の法的性格についてその概観を整理する。

教育を受ける権利の社会権的側面に関しては、その規範内容よりも、法的性格が論争の対象となっている。教育を受ける権利にも社会権的側面が含まれている以上、生存権や勤労権といった他の社会権と同様に、プログラム規定説、抽象的権利説、具体的権利説の三つの説が主張されている。

これら三つの説の違いは、教育を受ける権利の法規範性及び裁判規範性の有無の問題に収斂する。教育を受ける権利の社会権的側面の法的性格について、かつての通説的見解は法規範性も裁判規範性も認めないプログラム規定説であったが、前述の教育基本法との関連性を重視し、教育を受ける権利の裁判規範性は認めないが法規範性は認める抽象的権利説、さらに「立法権と司法権に対する直接現実的な拘束性が 26 条 1 項に認められている」として法規範性のみならず裁判規範性をも認める具体的権利説¹²も主張されている。この点、教育を受ける権利に関しては、生存権の法的性格をプログラム規定と判断した朝日訴訟や堀木訴訟のような最高裁判決は未だに下されていない。

つまり、教育を受ける権利の法的性格に関する憲法学界の統一の見解は未だに形成されていないのが現状である。

1.1.3. 教育を受ける権利に関する憲法解釈学の限界

ここまで教育を受ける権利の社会権的側面に関する「規範内容」と「法的性格」に関する憲法解釈学について、規範内容に対する学説の対立はないが、法的性格に関しては対立があることを論じた。以下ではこうした憲法解釈学の限界について論じる。

憲法現実を始めとする非法的要素を一切排除している厳格な法実証主義は言うまでもな

く、憲法現実の要素を取り入れた目的論的解釈も、憲法現実及びそうした憲法現実を生じさせた公共政策の「合憲性」を導き出すための手法という側面が強い。その意味で、教育を受ける権利に関する憲法解釈学の議論は、裁判における「教育を受ける権利」の規範適用性の可否の問題に収斂するものである。換言すれば、「教育を受ける権利」に関する憲法解釈学の議論は、訴訟を通じた事後的な権利救済の可否を明らかにするという観点に基づいているのである。こうした事後的な権利救済の可否を明らかにすることが、憲法解釈学の重要な意義であることは疑いようがない。しかし、同時に憲法解釈学の限界でもある。

訴訟を通じた権利救済の可否は、事件・紛争の解決を図る過去志向に基づく法的思考に基づくものである¹³。これに対して、目的の実現の在り方を考える将来志向に基づく思考は政策思考と呼ばれる¹⁴。この点、教育を受ける権利には社会権的側面が含まれており、「政策作為要求」の性質が備わっている。「政策作為要求」の性質が備わっている以上、教育を受ける権利に関しては、法的思考に基づく憲法解釈学だけでは限界が生じ、政策思考に基づいた研究の必要があるのである。

特に、教育を受ける権利の社会権的側面である「教育機会の均等」に関しては、同じく社会権である生存権の場合と比べると、訴訟を通じた権利救済の可否という性質にはそもそも馴染み難いという問題がある。生存権に関しては、朝日訴訟や堀木訴訟のように実際の訴訟が多数提起されているが、教育を受ける権利に関する政策不作為が争われた訴訟はこれまでに存在しない。社会権の政策作為要求が満たされていない、すなわち、国家の不作為を訴訟で争う場合は、通常訴訟の枠内で不作為の問題を扱う場合と、作為義務存在確認の訴訟で争う場合とが考えられる。いずれの訴訟を起こすにしても、原告適格の問題や争訟の成熟性の問題という要件が求められる。教育を受ける権利の社会権的側面は、生存権の場合と比べて、こうした訴訟要件を満たし難いのである。すなわち、教育を受ける権利の社会権的側面の問題は、他の生存権の問題と比べて、事後的救済の対象となり難い。従って、その政策作為要求を満たすためには、事後的な救済を主とした法的思考よりも、将来志向に基づく政策思考の要素の重要性が高いのである。

つまり、従来の教育を受ける権利の社会権的側面に関する憲法解釈学は、規範内容や法的性格を主な研究対象としているが、教育を受ける権利に含まれる「政策作為要求」という点に着目すると、過去志向の憲法解釈学だけでは不十分であり、そこに憲法解釈学の限界が存在するのである。

1.2. 政策規範性と憲法政策としての教育政策

前項では、教育を受ける権利の社会権的側面に関する規範内容及び法的性格に関する憲法解釈学の先行研究を整理し、その限界を提示した。続く本項では、限界を克服するための「政策規範性」と「憲法政策としての教育政策」という概念を提示する。

1.2.1. 教育を受ける権利の「裁判規範性」「法規範性」と「政策規範性」

まずは、教育を受ける権利の「政策規範性」という捉え方について論じる。

教育を受ける権利の社会権的側面を巡る憲法解釈学の限界は、規範内容や法的性格の問題に終始していることであると前述した。特にその法的性格に関する学説の対立は、要するに、裁判規範性と法規範性の有無の組み合わせによる対立である。

この点につき、「狭義の憲法解釈学は裁判所を名宛人とする」のであり、「そこにおいて、憲法規範は裁判規範である」とする見解がある¹⁵。すなわち、裁判規範性と法的規範性の組み合わせの問題は、いずれの組み合わせを採ろうとも、あくまでも司法審査の場において問題となるのであって、政策形成の場における問題とはなり難いのである。

これに対して、教育を受ける権利の社会権的側面が有する政策作為要求に着目すると、裁判規範性ではない「政策規範性」という概念を導出できる。憲法規範の成立は、憲法現実としての実現のための十分条件ではない¹⁶。憲法規範が憲法現実として実現するためには、媒介として公共政策が必要であり、教育を受ける権利の社会権的側面に関する憲法規範は、国家による各種教育政策の施行によって憲法現実として実現される。すなわち、教育を受ける権利の「政策規範性」の問題とは、「教育を受ける権利の社会権的側面の規範内容を憲法現実として実現するために、どの程度の教育政策が実施されているか」という問題である。こうした憲法の政策規範性の問題は、憲法問題でありながらも、裁判規範性や法規範性を対象とする一般的な憲法解釈学とは異なる研究方法で取り扱う必要のある問題である。

1.2.2. 憲法政策としての教育政策

続いて、教育を受ける権利の「政策規範性」と関連する「憲法政策としての教育政策」という捉え方について論じる。

教育を受ける権利の政策規範性の問題は、教育を受ける権利の社会権的側面の規範内容を憲法現実として実現するための教育政策の実施程度に収斂される。換言すれば、教育政策の拠り所として最高法規である憲法で保障された教育を受ける権利の社会権的側面を意識

することが、教育を受ける権利の政策規範性を研究するための前提条件となる。

この点、教育政策に関する研究は数多くなされているが、教育を受ける権利の規範内容と密接に関連し、準憲法的な法律である教育基本法に関する立法政策を対象とした研究を除けば、具体的な教育政策に関する研究の中で、憲法を意識し、「教育を受ける権利の規範内容を憲法現実として実現するための教育政策の実施程度」に着目した研究は行われていない¹⁷。教育政策の研究において、教育を受ける権利に触れられたとしても、あくまでもその理念を述べるに留まっているのである。しかし、立憲主義が日本における教育政策の淵源を「教育を受ける権利」に求める以上、教育を受ける権利を常に意識した教育政策研究、すなわち、教育を受ける権利の政策規範性と関連させた教育政策研究が必要となる。

従って、教育を受ける権利の政策規範性に関する研究を行う際には、憲法研究の側からの教育政策研究への歩み寄り、教育政策研究の側からの憲法研究への歩み寄りの双方が求められるのである。こうした憲法研究と教育政策研究とのインターフェイスに生じる概念が「憲法政策としての教育政策」である。憲法政策としての教育政策の研究には、憲法解釈学ではない憲法政策学の観点求められる。憲法政策学は、「憲法から見て望ましい政策・法律を立案し論じる学問」¹⁸、「憲法の理念を実現していくために必要な（しかし現実にはまだ存しない）諸方策の、立案・定立・実施の諸過程の合理化・体系化を目指す形成的な実用学」¹⁹など、総論的に幾つか定義や必要性が主張されているが、憲法政策各論の研究は非常に少ない。憲法解釈学と比べ、日本における憲法研究の態様としては一般的ではないのである。しかし、「憲法政策としての教育政策」という点に着目することが、教育を受ける権利の政策規範性を研究する際に重要となる。何故ならば、教育を受ける権利の政策規範性を検証することは、「教育を受ける権利の規範内容を憲法現実として実現するためにどの程度の教育政策が実施されているか」、すなわち、憲法政策としての教育政策がどの程度実施されているかを検証するかに他ならないからである。

以上、本節では、教育を受ける権利に関する憲法解釈学の限界を示し、憲法解釈学の限界を克服するための「政策規範性」及び「憲法政策としての教育政策」という観点に基づく研究の必要性について論じた。この点、憲法政策としての教育政策の充実によって、教育を受ける権利の政策規範性を高めるためには、抽象的な概念としての政策規範性ではなく、具体的な指標としての政策規範性の程度を導出する必要がある。そこで、次節では、憲法政策としての教育政策の実施程度という観点から、教育を受ける権利の政策規範性を実際に測定するための方法論について検討する。

2. 政策規範性の指標としての憲法規範力

本節では、前節で論じた教育を受ける権利の「政策規範性」を具体的に測定するための方法論について検討する。

前述の通り、教育を受ける権利の政策規範性の問題とは、「教育を受ける権利の規範内容を憲法現実として実現するために、憲法政策としての教育政策がどの程度実施されているか」という問題である。換言すれば、「教育を受ける権利の憲法規範がどの程度憲法政策としての教育政策を統制しているか、逆に憲法政策としての教育政策がどの程度教育を受ける権利の憲法規範に適応しているか」という問題である。すなわち、「教育を受ける権利という憲法規範」と「憲法政策としての教育政策の実施状況という憲法現実」との緊張関係の程度が、教育を受ける権利の政策規範性を表す指標となり得るのである。

本研究では、こうした観点に基づいて、教育を受ける権利の政策規範性を表す指標を導出するために「憲法規範力の定量化」という方法論を用いる²⁰。

憲法規範力の理論とは、ドイツ国法学者であるヘッセ (Hesse, Konrad) が提唱した理論である。憲法規範力の理論においては、憲法の本質を「法規範の妥当性要求」と捉え、妥当性要求の結果として「憲法規範が憲法生活に責任のある者の活動を通じてどの程度国家的現実として実現されているか」を問題としている²¹。この理論を「教育を受ける権利」の社会権的側面に当てはめると、「教育を受ける権利の社会権的側面に関する規範内容を憲法現実として実現するために、憲法政策としての教育政策がどの程度実施されているか」という点こそが、教育を受ける権利の社会権的側面に関する憲法規範力ということになる。つまり、教育を受ける権利の政策規範性とは、教育を受ける権利の社会権的側面に関する憲法規範力によって示されるのである。

憲法規範力の理論は、憲法の本質を、ドイツ国法学の規範倫理学派のように「根本規範」と捉えたり、政治学派のように「憲法制定権力」²²と捉えたりしない点において憲法解釈学の限界を克服する可能性を有している。しかし、憲法規範力の理論はそのままでは実際の政策規範性を図る指標とはなり得ない。憲法規範力の理論はあくまでも規範的・抽象的な理論に留まっているからである。この問題を克服するためには、憲法規範力を「抽象的概念」から「具体的な指標」に転換させる必要がある。そこで、本論文では、各種統計指標等に基づいて、「教育を受ける権利の規範内容を憲法現実として実現するために、憲法政策としての教育政策がどの程度実施されているか」という観点から、教育を受ける権利の社会

権的側面に関する憲法規範力を定量化する。このような手法で定量化された教育を受ける権利の社会権的側面の憲法規範力こそが、その政策規範性を表す指標となるのである。

以上、本節では、「憲法規範力の定量化」という観点から、教育を受ける権利の政策規範性を測定するための方法論について論じた。次節では、本節で論じた方法論に基づいて、実際の教育を受ける権利の社会権的側面の憲法規範力を定量化することで政策規範性を具体的な数値として測定し、政策規範性に関する検証を行う。

3. 教育を受ける権利の政策規範性の検証

本節では、前節で論じた「憲法規範力の定量化」という方法論に基づいて、実際に教育を受ける権利の政策規範性の検証を行う。まず、教育を受ける権利の社会権的側面に関する憲法規範力を定量化するための具体的な指標の内容について検討する。続いて、憲法規範力を定量化することで政策規範性を導出し、時系列比較及び国際比較を行う。さらに、政策規範性と成文憲法上の教育を受ける権利と政策規範性との関係について検討する。

3.1. 教育を受ける権利の憲法規範力定量化のための指標

本項では、教育を受ける権利の社会権的側面の憲法規範力を定量化し、政策規範性を測定するための指標について検討する。

社会権に関して、憲法規範力を抽象的な理念から具体的な指標に置換するためには、①憲法解釈によって当該憲法規範の内容を明確化し、収集すべき指標の範囲を確定、②規範内容に関して施行されている憲法政策に関する指標を収集、③収集した指標を組み合わせ「規範内容に関する作為の程度」である憲法規範力を導出という過程が必要となる²³。

「規範内容の明確化」に関しては、教育を受ける権利の社会権的側面の法的性格に関する憲法解釈学上の学説対立はあるものの、規範内容に関しては、本論文第1節で論じた「教育機会の均等」を要求するものとして争いはない。こうした教育を受ける権利の社会権的側面の規範内容に基づいて以下の論を展開する。

教育を受ける権利の社会権的側面の憲法規範力を定量化する際には、「憲法政策としての教育政策の『結果として』教育を受ける権利の憲法規範がどの程度実現されているか」と「憲法政策としての教育政策『そのもの』がどの程度実施されているか」という二つの観点が考えられる。この点、「憲法規範が憲法生活に責任のある者の活動を通じて現実としてどの程度実現されているか」という憲法規範力の本質及び「政策作為要求」という教育を

受ける権利の社会権的側面の本質に鑑みると、教育を受ける権利の社会権的側面の憲法規範力定量化に際しては、「憲法政策としての教育政策『そのもの』がどの程度実施されているか」という観点から、憲法規範力の定量化を行うべきである²⁴。

この点、本論文では、教育を受ける権利の社会権的側面の憲法規範力を導出するための基礎として、教育政策に関する公的支出額を用いる。国家が教育を受ける権利の社会権的側面の憲法規範を憲法現実として実現させるためにどの程度活動を行っているかという点は、教育政策の公的支出額に反映されるからである。支出額が高ければ高いほど、当該政策に関して国家が政策作為要求に応じている程度が高く、教育を受ける権利の社会権的側面の憲法規範力が高いと判断できるであろう。

もっとも、教育政策に関する公的支出の絶対額を用いるだけでは、憲法規範力の代理変数として最適ではなく、以下の二点に留意する必要がある。

第一に、憲法政策としての教育政策公的支出の絶対額が同額であったとしても、経済規模によって教育を受ける権利の社会権的側面が有する国家に対する作為要求の実質的程度が異なる点に留意する必要がある。すなわち、時代や国によって経済規模が異なる以上は、公的支出額そのものを比較することは妥当ではない。従って、経済規模の違いによる差異を考慮する必要がある。この点に関して、本研究では、教育政策公的支出額の対 GDP 比を用いることで、経済規模の違いを反映させる。

第二に、憲法政策としての教育政策の公的支出額の規模と、目的である教育機会の均等との関係に留意する必要がある。憲法政策としての教育政策公的支出額対 GDP 比が同値であったとしても、教育政策の対象の規模の大小によって、国家に対する作為要求の実質的実現程度が異なる。教育政策支出額対 GDP 比が同値であっても、政策対象の規模が小さければ小さいほど、政策作為要求の実質的実現程度が高いのである。従って、憲法政策としての教育政策の対象の規模の差異を考慮する必要がある。

上記の二点に留意した結果、本論文では「憲法政策としての教育政策の対象の規模に対する政府の教育政策公的支出額対 GDP 比」を政策規範性の程度を図るための憲法規範力の代理変数とする。具体的には、時系列・国際比較が可能なデータという観点から、「政府の教育政策公的支出額対 GDP 比」は OECD が刊行する各年の *Education at a Glance* で公表されている指標を、「憲法政策としての教育政策の対象の規模」に関する指標は U. S. Census Bureau が公表する“World Population Trends”の年齢階層別人口統計に基づいて算出した「全人口に対する初等教育就学開始以降の年齢の人口の割合」²⁵を用いる。これらの指標に基づ

いて算出された「教育政策公的支出額対 GDP 比／全人口に対する初等教育就学開始以降の年齢の人口の割合」を、教育を受ける権利の社会権的側面に関する憲法規範力の代理変数とする。この憲法規範力が教育を受ける権利の政策規範性を表すのである。

3.2. 憲法規範力に基づく政策規範性の比較分析

本項では、前項で示した指標に基づいて、前述のデータの利用可能期間である 1997 年から 2006 年までの教育を受ける権利の社会権的側面の憲法規範力を定量化することで、で日本における教育を受ける権利の政策規範性がどのような傾向にあるのかを明らかにする。さらに、日本以外の 22 ヶ国についても同様の手法で政策規範性を測定し、教育を受ける権利の政策規範性の国際比較を行うことで、日本における教育を受ける権利の政策規範性が国際比較の観点から相対的にどの程度かという点についても検証する。

3.2.1. 日本における教育を受ける権利の政策規範性の推移

まずは、日本における教育を受ける権利の社会権的側面の憲法規範力の推移を整理することで、政策規範性の傾向を明らかにする。

下記の図 1 は、日本における教育を受ける権利の社会権的側面の憲法規範力の推移をまとめ、最小二乗法を用いた線形回帰線を加えたものである。なお、憲法規範力は相対値であり、且つ比較を分かり易くするために、1997 年の憲法規範力を 1.00 として調整している。

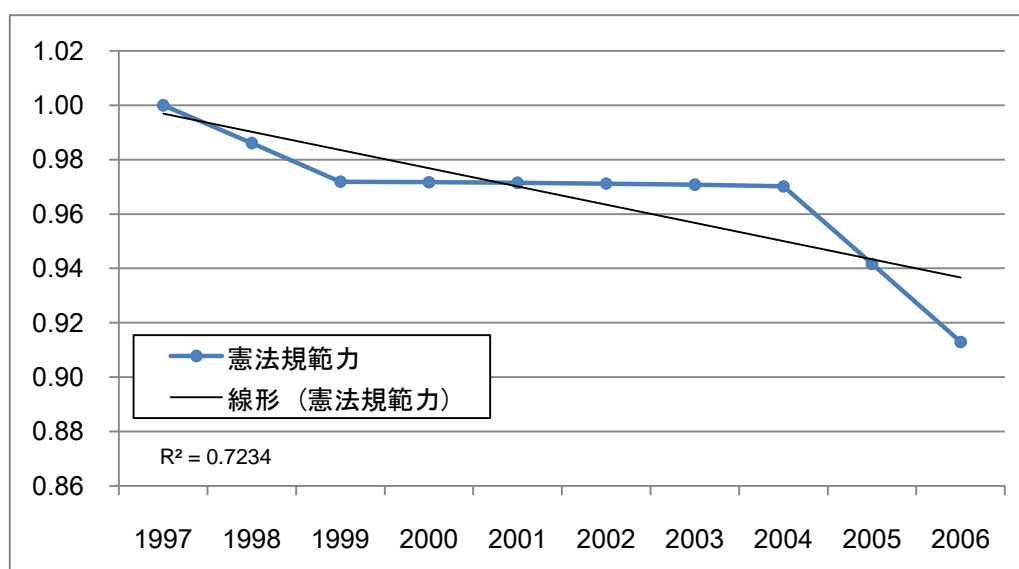


図 1：日本における教育を受ける権利の社会権的側面の憲法規範力の推移 (1997 年 - 2006 年)

(出所：OECD (2000-2009), 及び U. S. Census Bureau “World Population Trends” に基づき筆者作成)

図 1 からは、日本における教育を受ける権利の社会権的側面の憲法規範力は減少傾向にあることが読み取れる。回帰線の傾きは-0.0067、憲法規範力対前年比幾何平均は 0.98 であり、測定可能期間の最終年である 2009 年は 1997 年の約 0.9 倍となっている。

教育を受ける権利の本質である政策作為要求の実現程度を表したものが憲法規範力であり、憲法規範力が強ければ強いほど、政策規範性は強いと言える。この点、当該期間における日本における教育を受ける権利の社会権的側面の憲法規範力は減少傾向にある。すなわち、日本における教育を受ける権利の政策規範性は弱化しているのである。

3.2.2. 教育を受ける権利の政策規範性の国際比較

続いて、日本における教育を受ける権利の政策規範性が国際的にどの程度のものなのかを検証する。

政策規範性を絶対的尺度で測れる場合、すなわち、本論文で論じた「教育政策を通じて憲法規範が憲法現実として完全に実現された状態」のように政策規範性が完全な場合や、逆に憲法規範の政策規範性が完全に失効していてゼロの場合とは、憲法規範の実定性和有効性を満たさない理想的状態である。実定性和有効性を満たす範囲で乖離の程度が推移する以上は、政策規範性の程度は相対的な尺度で捉えることが適切である。この点、日本の政策規範性のみについて検証するだけでは、日本における教育を受ける権利の政策規範性が相対的にどの程度かを十分に検証できない。そこで、教育を受ける権利の政策規範性に関して、日本を含めた 23 ヶ国²⁶の国際比較を行う。

政策規範性の国際比較に際しても、「憲法規範力の定量化」を方法論とするが、23 ヶ国の中には、日本国憲法 26 条 1 項の教育を受ける権利に相当する条文が成文憲法上に存在しない国（次項で詳細に述べる）があることが問題となる。この点、教育を受ける権利の成文憲法上の条文が存在しないということを以って、『教育を受ける権利の社会権的側面の憲法規範力』という概念そのものが成立しないため、比較の対象外とする」と判断することは妥当ではない。何故ならば、教育を受ける権利は基本的人権の一部を構成するものであり、成文憲法上の教育を受ける権利に関する条文の有無に関わらず保障されるべき権利だからである。すなわち、教育を受ける権利という「基本的人権という一種の規範」に関する「規範力」及び規範力に基づく「政策規範性」という意味で、成文憲法上の教育を受ける権利の場合と同様に、規範力と政策規範性を定量化することができるのである。従って、本論文の以下の論述で、「憲法規範力」と記す場合には、成文憲法上の教育を受ける権利、

「規範力」と記す場合には、成文憲法上の教育を受ける権利だけでなく、前憲法的な基本的人権としての教育を受ける権利の規範力を示す。

こうした観点に基づいて、1997年から2006年までの期間における23ヶ国の教育を受ける権利の社会権的側面の規範力の推移を、各年平均の値が高い順にまとめたものが表1である。なお、図1と同様、1997年の日本における規範力の値を1.00として調整している。

表1：各国の教育を受ける権利の規範力(1997年 - 2006年)

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	各年平均
デンマーク	1.84	1.93	1.81	1.81	1.92	1.92	1.89	1.94	1.91	1.88	1.88
アイスランド	1.47	1.88	N. A.	1.63	1.74	1.94	2.14	2.05	2.05	2.04	1.88
スウェーデン	1.91	1.85	1.82	1.76	1.75	1.87	1.81	1.81	1.73	1.73	1.80
ノルウェイ	1.87	1.92	1.84	1.64	1.73	1.89	1.84	1.75	1.60	1.52	1.76
フィンランド	1.77	1.62	1.60	1.54	1.60	1.65	1.68	1.68	1.65	1.59	1.64
フランス	1.64	1.66	1.64	1.61	1.58	1.61	1.64	1.61	1.58	1.55	1.61
ニュージーランド	1.75	1.73	1.69	1.66	1.57	1.60	1.62	1.59	1.48	1.42	1.61
ベルギー	1.35	1.39	1.48	1.43	1.68	1.71	1.65	1.62	1.62	1.65	1.56
ポルトガル	1.62	1.56	1.57	1.57	1.62	1.60	1.62	1.48	1.48	1.43	1.55
スイス	1.52	1.51	1.51	1.48	1.51	1.59	1.67	1.64	1.56	1.50	1.55
オーストリア	1.68	1.67	1.68	1.51	1.56	1.50	1.44	1.39	1.44	1.44	1.53
カナダ	1.52	1.54	1.49	1.46	1.37	N. A.	1.28	N. A.	1.31	1.34	1.41
アメリカ	1.48	1.37	1.39	1.36	1.45	1.50	1.53	1.45	1.08	1.42	1.40
イギリス	1.30	1.31	1.24	1.27	1.32	1.40	1.43	1.40	1.29	1.45	1.34
オランダ	1.21	1.27	1.21	1.21	1.27	1.30	1.30	1.29	1.29	1.35	1.27
イタリア	1.28	1.34	1.22	1.25	1.36	1.27	1.28	1.22	1.19	1.27	1.27
韓国	1.26	1.16	1.17	1.22	1.36	1.19	1.29	1.23	1.20	1.25	1.23
オーストラリア	1.22	1.22	1.28	1.30	1.27	1.24	1.21	1.21	1.21	1.16	1.23
アイルランド	1.28	1.22	1.16	1.17	1.17	1.17	1.17	1.22	1.22	1.25	1.20
スペイン	1.30	1.23	1.22	1.19	1.19	1.19	1.17	1.17	1.14	1.17	1.20
ドイツ	1.25	1.21	1.19	1.19	1.19	1.22	1.22	1.19	1.16	1.13	1.20
ギリシア	0.97	0.96	1.00	1.03	1.05	1.08	1.11	0.92	1.11	N. A.	1.03
日本	1.00	0.99	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.94	0.91	0.97
各国平均	1.46	1.46	1.42	1.40	1.44	1.47	1.48	1.45	1.40	1.43	1.44

(出所：OECD (2000-2009), 及び U. S. Census Bureau “World Population Trends” に基づき筆者作成)

表1の各国規範力から導き出せる各国の教育を受ける権利の政策規範性について、1997年から2007年までの期間における平均値の高い上位5ヶ国は、生存権の場合と同様²⁷、社会福祉国家で知られる北欧5ヶ国が占めている。

これに対して、日本の教育を受ける権利の社会権的側面に関する規範力の値は、国際比較の観点からは相対的に低いことが読み取れる。教育を受ける権利の社会権的側面の規範

力を測定した 1997 年から 2006 年までの全ての年において、日本の教育を受ける権利の社会権的側面の規範力は各国平均を下回っている。1997 年、1998 年及び 2004 年はギリシアに次いで低い値、それ以外の年においては最も低い値となっている。また、長期的な規範力に関して、日本の教育を受ける権利の社会権的側面の規範力の平均値は 0.97 ポイントであり、各国各年平均値 1.44 を下回っている。各年平均の順位も 23 ヶ国中最下位である。

こうした規範力比較の結果からは、日本における教育を受ける権利の政策規範性は国際比較の観点では相対的に弱いということが読み取れる。

また、日本の教育を受ける権利に関する政策規範性は弱体化傾向にあることは前述した。この点、各国の政策規範性の強化／弱体化傾向を検証するために、表 1 における各国の規範力の推移の回帰線の傾きをまとめたものが下記の表 2 である。正の値は教育を受ける権利の政策規範性が強化傾向、負の値は弱体化傾向にあることを示し、絶対値が大きいほどそれぞれの傾向が強いことを示す。なお、規範力と同様、政策規範性の強化／弱体化傾向も相対値であり、且つ比較を分かりやすくするため前述の日本の教育を受ける権利の政策規範性の強化／弱体化傾向-0.0067 を-1.00 として調整している。

表 2：各国の教育を受ける権利の政策規範性の強化／弱体化傾向

アイスランド	8.7910	韓国	0.4925	アメリカ	-1.5672
ベルギー	5.1343	アイルランド	0.0746	スウェーデン	-1.8358
ニュージーランド	4.7612	フィンランド	-0.5373	スペイン	-1.9552
イギリス	2.3582	イタリア	-0.9254	ポルトガル	-2.3284
オランダ	1.8806	日本	-1.0000	カナダ	-4.1194
ギリシア	1.7761	オーストラリア	-1.1493	ノルウェイ	-4.6418
スイス	1.3881	フランス	-1.1791	オーストリア	-4.9701
デンマーク	1.0896	ドイツ	-1.1791		

(出所：OECD (2000-2009), 及び U. S. Census Bureau “World Population Trends に基づき筆者作成)

表 2 からは、23 ヶ国の内、教育を受ける権利の政策規範性が強化傾向にある国は 10 ヶ国であり、半数以上の国は弱体化傾向にあることが読み取れる²⁸。また、教育を受ける権利の政策規範性の強さと強化／弱体化傾向との間の相関係数は 0.132 であり、両者に強い相関関係は見受けられない。例えば、教育を受ける権利の政策規範性の強さにおいて上位 5 ヶ国を占める北欧諸国に関して、アイスランドが 23 ヶ国中で最も政策規範性の強化傾向が最も強く、デンマークも強化傾向にあるものの、フィンランド、スウェーデン、ノルウェイは弱体化傾向にある。日本に関しては、弱体化傾向にあるものの、弱体化の程度は弱体化傾向にある 13 ヶ国

の中では3番目の値であり、弱化傾向は相対的に弱いということが読み取れる。

以上、本項では、憲法規範力の定量化という方法論に基づいて、教育を受ける権利の政策規範性の強さ及び政策規範性の強化／弱化傾向について検証した。日本における教育を受ける権利の政策規範性に関して、強さに関しては23ヶ国中最も低く、弱化傾向にあるものの、弱化傾向の程度は国際比較の観点からは相対的に弱いのである。

3.3. 成文憲法上の教育を受ける権利と政策規範性との関係

本項では、前項で検証した教育を受ける権利の各国の政策規範性に関して、成文憲法上の教育を受ける権利保障の有無が政策規範性の強さ及び強化／弱化傾向に対して影響を与えているか否かを検証する。

前述の通り、教育を受ける権利は基本的人権の一部を構成するものであり、憲法上の教育を受ける権利保障の有無に関わらず保障されるべき権利である。これは「基本的人権の尊重」を中核の一つとする立憲主義からの要請である。この点、立憲主義に関しては、「立憲主義の精神は一般的に成文憲法を通じて実現される」というテーゼが存在する²⁹。このテーゼが正しいならば、「成文憲法上の教育を受ける権利保障がある国は、保障がない国よりも教育を受ける権利の政策規範性が強い」はずである。さらに、「成文憲法上の教育を受ける権利保障がある国は、保障がない国よりも政策規範性の強化傾向が強い」はずである。

そこで、成文憲法上の教育を受ける権利と政策規範性との関係について実証的に検証することで、「立憲主義の精神は一般的に成文憲法を通じて実現される」というテーゼが教育を受ける権利の社会権的側面に関して現実に妥当しているか否かを考察する³⁰。

本論文で比較研究の対象とする国の内、日本国憲法26条1項と同様の権利を成文憲法で保障している国は、ベルギー（第23条）、フィンランド（第16条）、フランス（前文）³¹、ギリシア（第16条）、アイスランド（第76条）、イタリア（第34条）、韓国（第31条）、オランダ（第23条）、ポルトガル（第73条-76条）、スペイン（第27条）、スウェーデン（第2条）の11ヶ国である。

逆に、日本国憲法第26条第1項と同様の権利を成文憲法で保障していない国が11ヶ国ある。デンマーク（第76条）は、「学齢期の子供 (Alle børn i den undervisningspligtige alder)」、アイルランド（第42条）は、「無償の初等教育 (bunoideachas a bheith ar fáil in aisce)」、スイス（第19条）は「初等教育 (Grundschulunterricht)」と、それぞれ教育を受ける権利の範囲を明文で限定している。これら3ヶ国は、成文憲法上で教育を受ける権利を保障してい

るものの、日本と同様の権利保障とは言えない。また、オーストラリア、オーストリア³²、カナダ、ドイツ、ノルウェイ、アメリカの 6 ヶ国は成文憲法上で教育を受ける権利を保障していない。さらに、イギリス、ニュージーランドの 2 ヶ国は、不文憲法である。

すなわち、前項で政策規範性を測定した日本を含む 23 ヶ国は、成文憲法上で教育を受ける権利を保障している 12 ヶ国と保障していない 11 ヶ国とに分類できる。そこで、23 ヶ国を成文憲法上の教育を受ける権利保障の有無を基準として二つのグループに分類し、政策規範性の強さ（表 1 で示した各国の規範力各年平均）及び政策規範性の強化／弱体化傾向（表 2 で示した規範力の推移の回帰線の傾き）に関して、それぞれ両グループの平均に有意差があるか否かの検定を行う。

なお、S-W 検定 (Shapiro–Wilk test) 検定によって、四つの標本集団、すなわち、(a-1) 成文憲法を有する国の政策規範性の強さ、(a-2) 成文憲法を有さない国の規範力の強さ、(b-1) 成文憲法を有する国の政策規範性の強化／弱体化傾向、(b-2) 成文憲法を有さない国の政策規範性の強化／弱体化傾向に関して、それぞれの分布の正規性を検定した結果、有意確率はそれぞれ、(a-1)は 0.370、(a-2)は 0.489、(b-1)は 0.014、(b-2)は 0.733 であった。従って、(b-1) 成文憲法を有する国の政策規範性の強化／弱体化傾向に関しては有意水準 5% で帰無仮説が棄却され、正規分布が仮定できない。そこで、(a-1)(a-2)のどちらのグループの正規分布も仮定できない政策規範性の強さに関しては t 検定 (Student's t-test) を、(b-1)の正規分布が仮定できなかった政策規範性の強化／弱体化傾向に関しては U 検定 (Mann–Whitney U test) を用いて、それぞれ成文憲法上の教育を受ける権利保障の有無によって有意差があるか否かを検定する。

まず、成文憲法上の教育を受ける権利保障の有無によって「政策規範性の強さ」に有意差があるか否かを T 検定によって検証する。下記の表 3 が T 検定の結果である³³。

表 3：成文憲法上の教育を受ける権利保障と政策規範性の強さに関する t 検定結果

成文憲法上の教育を受ける権利権規定	N	平均値	標準偏差	平均値の標準誤差
有	12	1.3925	.28782	.08309
無	11	1.4391	.24740	.07460

二つの母平均の差の検定					差の 95% 信頼区間	
t 値	自由度	有意確率 (両側)	平均値の差	差の標準誤差	下限	上限
-.414	21	.683	-.04659	.11242	-.28039	.18721

(出所：筆者作成)

表 3 より、有意確率 0.683 であり、「両グループの平均に差がない」という帰無仮説を片側検定有意水準 5% で棄却できない。従って、政策規範性の強さに関しては、成文憲法上の教育を受ける権利の保障の有無による有意差は存在しないと言える。

続いて、成文憲法上の教育を受ける権利保障の有無によって「政策規範性の強化／弱化学傾向」に有意差があるか否かを U 検定によって検証する。下記の表 4 が U 検定の結果である。

表 4：成文憲法上の教育を受ける権利保障と政策規範性の強化／弱化学傾向に関する U 検定結果

成文憲法上の教育を受ける権利権規定	N	平均ランク	順位和	
有	12	13.04	156.50	
無	11	10.86	119.50	
合計	23			
Mann-Whitney の U	Wilcoxon の W	Z	漸近有意確率 (両側)	正確有意確率
53.500	119.500	-.770	.442	.449

(出所：筆者作成)

表 4 より、正確有意確率 0.442 であり、「両グループの平均に差がない」という帰無仮説を片側検定有意水準 5% で棄却できない。従って、政策規範性の強化／弱化学傾向に関しては、成文憲法上の教育を受ける権利の保障の有無による有意な差は存在しないと言える。

以上、本項では T 検定及び U 検定を行うことで、政策規範性の強さ及び強化／弱化学傾向に対して、成文憲法上の教育を受ける権利保障の有無が影響を与えているか否かを検証した。その結果、教育を受ける権利の政策規範性の強さ及び強化／弱化学傾向に関しては、どちらも成文憲法上の教育を受ける権利保障の有無によって有意な差がないということが判明した。すなわち、教育を受ける権利の社会権的側面に関しては、「立憲主義の精神は成文憲法を通じて実現される」という従来の立憲主義におけるテーゼは妥当ではないという結果が実証されたのである³⁴。

また、こうした結果からは、前項で論じた「教育を受ける権利の政策規範性は 23 ケ国の中で最も低い」「政策規範性は弱化学傾向にある」といった日本における負の現状の原因を憲法 26 条の教育を受ける権利条項に求めることは妥当ではないことが読み取れる。成文憲法上の教育を受ける権利保障と政策規範性の有無との間に有意な関係が見受けられない以上は、憲法改正によって憲法 26 条の内容を充実させて政策規範性を強めようとする憲法政策が提唱されたとしても、その社会権的側面に関しては政策的効果が期待できないのである。

4. 結語

本論文では、憲法規範力の定量化及びその比較分析という観点から日本国憲法 26 条で保障された教育を受ける権利の政策規範性に関する検証を行った。その結果、長期的にも短期的にも日本における教育を受ける権利の社会権的側面の憲法規範力は相対的に低く、さらに強化／弱体化傾向に関しても割合は小さいものの憲法規範力は弱体化傾向にあることが判明した。また、憲法規範力が示す政策規範性の強さ及び強化／弱体化傾向に関して、成文憲法上の教育を受ける権利保障の有無を基準として先進 23 カ国を二つのグループに分類し、グループによって有意な平均差があるか否かを検証した結果、どちらも有意な差は認められなかった。これらの検証結果からは、

- ① 日本における教育を受ける権利の政策規範性は国際比較な観点からは相対的に弱い
- ② 日本における教育を受ける権利の政策規範性は弱体化傾向にある
- ③ 日本における教育を受ける権利の弱体化傾向は国際比較の観点からは相対的に弱い
- ④ 成文憲法上の教育を受ける権利保障の有無は政策規範性に影響を与えない

という四つの結論を導出することができる。

本論文は、憲法政策としての教育政策がどの程度実施されているかという政策規範性に着目している点で、教育を受ける権利に関する憲法解釈学に基づく従来の研究とは性格が大きく異なる。特に、憲法規範力という抽象的な概念を具体的な指標に置き換え、教育を受ける権利の政策規範性を定量化し、比較分析することで、①から④の結果を導出した点に本論文の意義がある。

しかし、本論文には課題がある。本論文は、あくまでも教育を受ける権利の政策規範性の強さ、強化／弱体化傾向、及びその原因が成文憲法上の教育を受ける権利の保障にはないことを明らかにしたに留まっている。政策規範性を強め、教育を受ける権利の憲法規範の実現度合いをより高めるための具体的な政策的含意を導出しなければ憲法政策研究として不十分であることは否めない。こうした問題を解決するためには、各種憲法政策としての教育政策の効果について個別に検討する必要があるだろう。この点は、教育を受ける権利のみならず、生存権や勤労権といった各種社会権に関する憲法政策研究に共通するものである。この点を今後の研究課題としたい。

- ¹ 「国家による自由」という文脈における「国家」とは、政策実施主体という意味である。従って、ここでの国家には、中央政府のみならず、地方自治体も含まれる。以下、本論文で、「国家」と記す場合には、中央政府と地方政府の双方を含めた意味で用いる。
- ² 憲法現実(Verfassungswirklichkeit)とは「実現された憲法(verwirklichte Verfassung sein)」とすることが一般的である。(z. B., Hesse (1995), S.19.) しかし、本論文では「憲法現実」をより広い意味、「当為 (sollen) としての憲法規範 (Verfassungsnorm) と対置される存在 (sein) 」という意味で捉えている。
- ³ 教育を受ける権利には「個人が人格を形成し、社会において有意義な生活を送るために不可欠」という意味での自由権的側面(佐藤功 (1983)、444-445 頁。)と、「国に対し合理的な教育制度と適切な教育の場を提供することを要求する」社会権的側面(佐藤幸 (1995)、626 頁。)が含まれているものの、人権の分類に際しては社会権として扱うことが一般的である(樋口 他編 (1981)、598 頁)。本論文の主題は、教育を受ける権利の「政策規範性」であり、主に教育を受ける権利の社会権的側面について取り扱う。
- ⁴ こうした憲法現実を示す一例として、東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センターが 2009 年に発表した「高校生の進路についての調査」の結果が挙げられる(調査は 2005 年及び 2006 年に実施)。調査結果によれば、親の年収が高ければ高いほど子供の 4 年制大学への進学率は上がっており、親の収入が 200 万円以下の高校生の 4 年制大学進学率 28.2%であったのに対し、親の収入が 1200 万円以上の高校生の 4 年制大学進学率は 62.8%と、明らかに格差が生じている。すなわち、憲法 26 条 1 項が保障する「能力に応じて等しく教育を受ける権利」が憲法現実として完全に実現されていないことを示している。
- ⁵ 小林直 (1963)、3-5 頁。
- ⁶ 社会権全般に関する憲法解釈学の限界及び社会政策研究との関連させた社会権研究の必要性については、北村 (2010) を参照のこと。本論文では、総論的な北村 (2010) の論述をベースとしながら「教育を受ける権利」に関する部分を中心に論じる。
- ⁷ 山崎 (1994)、78-80 頁、樋口 他編 (1981)、605-606 頁。
- ⁸ ①、②、④は改正前の教育基本法においても明文化されているが、③は改正後に初めて明文化された。
- ⁹ 堀尾 (1966)、151 頁-156 頁。
- ¹⁰ 第二次家永訴訟第一審判決及び旭川学テ事件最高裁判例。
- ¹¹ 旭川学テ事件最高裁判例。
- ¹² 大須賀 (1977)、177 頁。
- ¹³ 藤井 (2002)、180 頁。
- ¹⁴ 同上。
- ¹⁵ 村田 (2009)、100 頁。
- ¹⁶ 従来の憲法解釈学はこうした点について関心を払わなかった。その理由について、小林昭三は、「憲法規範の威力をもってすれば容易のはず、と思われていた」と批判的に論じている(小林昭 (1991)、89 頁)。
- ¹⁷ 例えば、「教育機会の格差の問題」に対する代表的な先行研究として、荻谷(1998)、荻谷(2008)、小林雅(2009)が挙げられる。これらの先行研究においては、それぞれ個別具体的な教育政策の問題について詳細な研究が行われているものの、「教育を受ける権利の規範内容を憲法現実として実現するためにどの程度の教育政策が実施されているか」という視点からの研究は行われていない。
- ¹⁸ 小林直 (1991)、8 頁。
- ¹⁹ 小林直 (2002)、79 頁。
- ²⁰ 憲法規範力の定量化という方法論に関する詳細は、勤労権の憲法規範力を定量化した北村 (2009)、141 頁-146 頁、生存権の憲法規範力を定量化した北村 (2010)、9 頁-12 頁が詳細に論じてあるため、本論文では教育を受ける権利に関連させて簡潔に論じるだけに留める。
- ²¹ Hesse (1959), S. 8. なお、憲法規範力の理論そのものの詳細については、Hesse (1959), Hesse (1995), 並びに堤口 (1968) を参照のこと。
- ²² Kelsen (1966), S.44ff, Schmitt (1970), S.75f.
- ²³ 北村 (2010)、12 頁。
- ²⁴ 北村 (2010)、13 頁。
- ²⁵ 橋野 (2009) は、教育政策支出額について、在学者の人口比率を考慮するために「生徒一人当たり支出額」をベースにして算出した指標を用いている。これに対して、本論文で取り扱う「教育を受ける権利に基づいた『憲法政策としての教育政策』の対象」は、その時点で在学している人間に限らず、就学可能年齢に到達している全ての国民とすることが、「教育機会の均等」を要求する教育を受ける権利の憲法規範内容により適合する。
- ²⁶ 比較研究の対象とする 23 ヶ国とは、2010 年現在、一般的な先進国の条件 (OECD に加盟し、世界銀行、国際通貨基金、CIA のいずれもが「先進国」と認定している国) を全て満たす 24 ヶ国の内、検証に必要な長期データが利用不可能であったルクセンブルクを除く 23 ヶ国である。具体的には、オーストラリア、オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、アイス

ランド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェイ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカの23ヶ国である。教育を受ける権利の社会権的側面は自由権的側面とは異なり、財政支出を伴う公的機関の作為によってその規範内容の実現を図るものである。従って、日本と経済的状況の近い先進諸国を比較対象とする。

- ²⁷ 生存権の規範力上位4ヶ国をスウェーデン、フィンランド、ノルウェイ、デンマーク（アイスランドの規範力は、データの関係が利用不可能なため算出されていない）が占めている。（北村（2010）、15頁。）
- ²⁸ もっとも、回帰線の決定係数 R_2 値が著しく低い国があるため（ギリシア 0.218、デンマーク 0.1987、スイス 0.1866、イタリア 0.1318、アメリカ 0.0623、フィンランド 0.0293、韓国 0.0263、アイルランド 0.0014）、回帰線の当てはまりの程度には留意する必要がある。
- ²⁹ 小林・土井(2000)、9頁。また、石田(1997)、116-117頁。（傍点は筆者。）
- ³⁰ 23ヶ国の憲法典の収集に際しては、阿部・畑（2005）及び Richmond University website, “Constitution Finder”, (<http://confinder.richmond.edu/>) を利用。詳細は参考文献・資料を参照のこと。
- ³¹ 現行のフランス憲法（1958年憲法）には、権利章典が存在しない。しかし、前文において「1946年憲法の前文により確認され補完された権利義務（中略）を厳粛に宣言する (proclame solennellement (omis) confirmée et complétée par le préambule de la Constitution de 1946, ainsi qu'aux droits et devoirs définies)」と定められている。この点、1946年憲法の前文においては「国は、子どもおよび大人の、教育、職業訓練および教養の機会均等を保障する (La Nation garantit l'égal accès de l'enfant et de l'adulte à l'instruction, à la formation professionnelle et à la culture.)」とあることから、現行のフランス憲法においては前文によって教育を受ける権利を保障していると解する。
- ³² オーストリアの憲法律 (Verfassungsgesetz) である「国民の一般的権利に関する 1867年12月21日の国家基本法 (Staatsgrundgesetz vom 21. Dezember 1867 über die allgemeinen Rechte der Staatsbürger für die im Reichsrat vertretenen Königreiche und Länder)」(連邦憲法149条1項で憲法律と宣言) には、「教育をする自由」が保障されているが、「教育を受ける権利」とは異なる別の権利である。
- ³³ なお、t検定に先立つ等分散の検定において、F値0.714の有意確率が0.407であり、有意水準5%で等分散が仮定できるため、等分散を仮定したt検定の結果のみを記す。
- ³⁴ 教育を受ける権利と同じく、生存権や勤労権の場合においても、データを算出している期間に若干の差があるものの、成文憲法上の規定の有無は近年のそれぞれの規範力に影響を与えていないという結果となっている。（生存権に関しては北村（2010）、勤労権に関しては北村（2009）を参照のこと。）

参考文献・資料

- [1] 阿部照哉・畑博行 編 (2005)、『世界の憲法集』第3版、有信堂。
- [2] 石田光義 (1997)、『『新立憲主義時代』を考える』、『早稲田大学政治経済学雑誌』第329号。
- [3] 大須賀明 (1977)、『『社会権』の権利性』永井健一編『文献選集 日本国憲法8 教育権』、三省堂。
- [4] 荻谷剛彦 (1998)、『教育・機会と階層 一平等主義のアイロニー』、佐伯胖・他編『教育の政治経済学』、岩波書店。
- [5] 荻谷剛彦 (2008)、『学力と階層』、朝日新聞出版。
- [6] 北村貴 (2009)、「日本国憲法の勤労権規定に対する憲法政策的含意」、『比較憲法学研究』第21号。
- [7] 北村貴 (2010)、「生存権と社会政策との乖離の検証 一憲法規範力の定量化の観点から」、『公共経営研究 e』第3号。
- [8] 国立国会図書館ウェブサイト、「日本法令索引」(<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/>) (2010年3月1日最終確認)
- [9] 小林昭三 (1991)、『憲法学の方法』、北樹出版。
- [10] 小林昭三・土井靖美 編著 (2000)、『日本国憲法論』、嵯峨野書院。
- [11] 小林直樹 (1963)、『日本における憲法動態の分析』、岩波書店。
- [12] 小林直樹 (1991)、『憲法政策論』、日本評論社。
- [13] 小林直樹 (2002)、『憲法学の基本問題』、有斐閣。
- [14] 小林雅之 (2009)、『大学進学の世界 均等化政策の検証』、東京大学出版会。
- [15] 裁判所ウェブサイト、「判例検索システム」(http://www.courts.go.jp/search/jhsp0010?action_id=first&hanreiSrchKbn=01) (2010年3月3日最終確認)
- [16] 佐藤功 (1983)、『憲法(上)』、新版、有斐閣。
- [17] 佐藤幸治 (1995)、『憲法』、第3版、青林書院。

- [18] 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター (2009)、「高校生の進路と親の年収の関連について」。
- [19] 堤口康博 (1968)、『憲法規範力』の条件 —K. Hesse の憲法理論をめぐって—、『早稲田大学政治経済学雑誌』第 210・211 号。
- [20] 橋野晶寛 (2009)、「教育支出における効率性の測定と要因分析」、『公共政策研究』第 9 号。
- [21] 樋口陽一・佐藤幸治・中村睦夫・浦部法穂 編 (1981)、『注釈日本国憲法 下巻』、青林書院。
- [22] 藤井樹也 (2002)、「憲法解釈と公共政策」、『国際公共政策研究』第 6 号。
- [23] 堀尾輝久 (1966)、「現代における教育と法」、『岩波講座現代法 (8)』、岩波書店。
- [24] 村田尚紀 (2009)、「日本国憲法の国家像 —憲法政策学的試論—」、『法律時報』2009 年 5 月号。
- [25] 山崎真秀 (1994)、『憲法と教育人権』、勁草書房
- [26] Bundeskanzleramt Österreich Website, „Bundes-Verfassungsgesetzes“, *Rechtsinformationssystem des Bundes* (<http://ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=Bundesnormen&Gesetzesnummer=10000138>) (letzter Zugriff am 12. März 2010)
- [27] Conseil constitutionnel de la République française site web, “Constitution de 1946, IVe République” (<http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/francais/la-constitution/les-constitutions-de-la-france/constitution-de-1946-ive-republique.5109.html>) (consulté pour la dernière le 2 Mars, 2010)
- [28] Conseil constitutionnel de la République française site web, “Constitution de 1958” (<http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/francais/la-constitution/la-constitution-du-4-octobre-1958/texte-integral-de-la-constitution-de-1958.5074.html>) (consulté pour la dernière le 2 Mars, 2010)
- [29] Danmarks Grundloven website, “Danmarks Riges Grundlov” (<http://grundloven.dk/>) (sidste adgang til den 2 marts 2010)
- [30] Die Bundesbehörden der Schweizerischen Eidgenossenschaft Website, „Bundesverfassung der Schweizerischen Eidgenossenschaft“ (<http://www.admin.ch/ch/d/sr/101/index.html>) (letzter Zugriff am 2. März 2010)
- [31] Government Offices of Iceland website, “The Constitution of Iceland” (<http://www.government.is/constitution>) (last accessed on March 2, 2010)
- [32] Hesse, K. (1959), „Die normative Kraft der Verfassung“, *Recht und Staat in Geschichte und Gegenwart*, Heft 222, J. C. B. Mohr.
- [33] Hesse, K. (1995), *Grundzüge des Verfassungsrechts der Bundesrepublik Deutschland*, 14 Aufl., C.F.Müller.
- [34] Kelsen, H. (1966), *Allgemeine Staatslehre*, M.Gehlen.
- [35] Ministry of the Interior and Kingdom Relations website, “The Constitution of Netherlands” (http://www.minbzk.nl/contents/pages/6156/grondwet_UK_6-02.pdf) (last accessed on March 2, 2010)
- [36] OECD (2000-2009), *Education at a Glance 2000-2009*, OECD.
- [37] Parliament of Norway website, “The Constitution of Norway” (<http://www.stortinget.no/en/In-English/About-the-Storting/The-Constitution/>) (last accessed on March 2, 2010)
- [38] Richmond University website, “Constitution Finder” (<http://confinder.richmond.edu/>) (last accessed on March 2, 2010)
- [39] Schmitt, C. (1970), *Verfassungslehre*, Duncker & Humblot.
- [40] The All-Party Oireachtas Committee on The Constitution website, “Bunreacht na hÉireann”, (<http://www.constitution.ie/reports/ConstitutionofIreland.pdf>) (rochtain go deireanach ar an 2 Márta, 2010)
- [41] The All-Party Oireachtas Committee on The Constitution website, “The Constitution of Ireland”, (<http://www.constitution.ie/reports/mbunreachtnaheireann.pdf>) (last accessed on March 2, 2010)
- [42] U. S. Census Bureau website, “World Population Trends”, *World Population Information in International Data Base* (<http://www.census.gov/ipc/www/idb/index.php>) (last accessed on February 28, 2010)
- [43] Wuerzburg University website, “The Constitution of Finland”, *The International Constitutional Law Project* (http://www.servat.unibe.ch/law/icl/fi00000_.html) (last accessed on March 2, 2010)
- [44] Wuerzburg University website, “The Constitution of Greece”, *The International Constitutional Law Project* (http://www.servat.unibe.ch/icl/gr00c_.pdf) (last accessed on March 2, 2010)
- [45] Wuerzburg University website, “The Constitution of Portugal”, *The International Constitutional Law Project* (http://www.servat.unibe.ch/icl/po00000_.html) (last accessed on March 2, 2010)